

平成29年 4 月25日

第98回 遠野市農業委員会総会議事録

第98回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成29年4月14日
告示番号 遠野市農業委員会告示第4号
会議年月日 平成29年4月25日
会議の場所 遠野浄化センター会議室
出席委員 1番 菅原一雄、2番 似田貝順一、3番 鈴木重徳、4番 佐々木義弘、
5番 奥寺晴夫、6番 萩野一、7番 佐々木恵美子、8番 阿部儀信、
9番 菊池友吾、10番 奥友康悦、11番 菊池妙子、12番 山崎登久昭、
13番 鬼原壽一、15番 佐々木幸悦、16番 菊池由雄、17番 北湯口進、
18番 阿部正嗣、19番 小向幸子、20番 鳥屋部静夫、21番 佐藤芳夫、
22番 新田佐悦、24番 濱田平八郎、25番 綱木秀治、26番 多田和敏、
27番 古屋敷徳夫、28番 白岩正義、29番 菊池康祝、30番 佐々木誠一、
31番 佐々木敦緒
欠席委員 14番 千葉勝義、23番 田中ナオ子

会議に出席した職員 事務局長 河野和浩
次長兼農業振興係長 菊池今英
農地係長 千葉芳治

本日の案件 第98回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の
報告について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に
対する可否決定について
議案第2号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対す
る可否決定について
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
議案第4号 農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定
について
議案第6号 農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について
議案第7号 非農地証明願の承認について

開会時刻 午後2時

議	長	<p>【開会】 総会に入る前に、4月1日付けで人事異動がありまして、新たに菊池今英次長を迎えることになりましたので紹介をさせていただきます。本人から自己紹介ということでよろしく申し上げます。</p>
事務局次長		<p>4月から農業委員会で仕事をすることになりました、菊池今英と申します。今昔の「今」に英語の「英」という文字で、同じ名前の人には会ったことがないと思いますけれども。私の田も農業委員会の農地中間管理事業によって耕作放棄地からの契約事案がありまして、農業分野は初めてですけれどもこれから頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いたします。</p>
議	長	<p>本日は、稲の苗の管理等、待望の農作業が本格的に始まり、大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。今日は平成29年度最初の総会ですので、時間を頂戴いたしてご挨拶をさせていただきます。</p> <p>最初に、農業委員会に関する法律の改正に際してでございます。遠野市は市長より新しい農業委員会、平成30年3月2日よりスタートでございますが、それに当たっての条例案、農業委員の定数、新たに設けられることになりました農地利用最適化推進委員の定数等の草案を求められましたので、農業委員会内に設けた組織検討会において研修をしながらまとめ上げ、3月末に農業振興課へ届けたところでございますが、私はこの農業振興課の対応に一抹の不安を感じていたところであります。</p> <p>まず一つに、農業委員は選挙から地域等からの推薦を優先し議会の同意を得て首長が選任すると、今まで選挙だったわけですが、市長が選任をして地域からの推薦に優先させて、一般公募もありますけれども、議会の同意を得るといふことの違和感。二つに、認定農業者が委員の半数を占めること。三つに、農地利用の推進が農業委員の義務となること等から、報酬が決して高くはないところに専業の農業を休んで農業委員会活動に専念できる人が集まるだろうか。そういう疑問を感じておりましたところ、早速、本日の日本農業新聞に報道あったとおり、全国で農業委員そして農地利用最適化推進委員共に定数割れという現状が表れてきております。この現状打開のために、国では報酬額を上げることも考えているようですけれども、これだけで果たして、報酬を若干アップしたところで、農業委員あるいは農地利用最適化推進委員が確保できるのだろうかという不安を払拭できないところでありますが、先般、20日に新法の素案をもって農林畜産部長、農業振興課長と話し合いをしたときに、そういう恐れがあるから何か案を作ってくれというふうな要望があって、これからどうしていったら良いのかという問題を抱えるところであります。</p> <p>それから、本日は新年度の初総会でございますが、今回の総会から議案書の説明方法を変えさせていただきたいと思っております。これは個人情報保護の観点から、ホームページにアップする際に総会の議事録に個人名、住所、面積等が記載できないところであります。今まで議案書を全部、氏名から住所等読み上げておったわけですが、これが議事録に記載している住所・氏名等を塗りつぶすわけですが、大変な作業と、間違っただけでそのままホームページにアップしてしまうと個人情報が流れてしまうということから、岩手県農業会議を中心として番号だけで議案提案をするようになりました。</p> <p>これも全国的にホームページで議事録を見ていただければお分かりのとおり、どの市町村でも総会では番号だけで説明しているということでもありますので、これに倣い遠野市農業委員会の総会議案書提案は番号と法律、許可基準に照らし合わせて、その判断内容について説明をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解ご了承のほどをよろしくお願申し上げます。</p>
議	長	<p>それでは、ただ今から総会を進めてまいります。開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を28番、白岩正義委員にお願いいたします。</p>

議 長	<p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略)</p> <p>【会議成立宣言】 本日の出席委員は 28 名であります。定足数に達しておりますので、第 98 回遠野市農業委員会総会の開会を宣言します。14 番、千葉勝義委員、23 番、田中ナオ子委員から欠席する旨、24 番、濱田平八郎委員からは、隣の方が救急車で病院に運ばれてその救急車について行ったということで、遅れる旨の届出がありましたのでこれを了承しました。</p>
議 長	<p>【会長報告】 続いて、会長として出席いたしました会議等についてご報告いたします。</p> <p>4 月 3 日、定期人事異動に伴う辞令交付式。既にご存じのとおり、宮田次長は市民課長へ昇格ということで農業委員会事務局次長を解いたわけです。新たに菊池今英さんへ次長としての辞令を交付させていただきました。</p> <p>4 月 11 日、第 13 回常設審議委員会が盛岡市で開催されまして、毎月あるわけですが、県内の農地転用申請の可否決定について諮問がありますので、これについて会議に出席をして意見を申し上げさせていただいたところでもあります。これは原案どおり全て可の決定をしたところでもあります。</p> <p>4 月 13 日、平成 28 年度（第 43 回）花巻農協遠野地域野菜生産部会遠野支部通常総会が J A 遠野ライフサービス生活センターで開催されまして、きゅうりの部増産者へ農業委員会会長として表彰させていただきました。</p> <p>4 月 20 日、農業委員会法改正に係る市長部局担当課との打ち合わせがありまして、部長等から要請がありまして、局長とともに出席いたしました。先ほど冒頭挨拶で申し上げましたとおり、組織検討会で検討いただき、総会で同意を頂いた中身で、市長部局へお届けをしたわけでありますけれども、そのキャッチボールはあるだろうと最初から考えていました。何があるかなと思って会議に臨んだわけですが、冒頭から、「少し違うところがあったから直したから」というお話をされまして、それは、外部の行政委員会である農業委員会に市長からの依頼文書をもって検討してきたのに、まず冒頭、「ありがとうございました」というお言葉から入るべきではないかと。私はそう思うということで入ったわけですが、そういう言葉がなく「直したい」、そして募集をしても集まらない場合はどうするのか。これも集まる、集まらないは市長が募集するのですから、農業委員会が募集するのではない。それについては市長部局で吟味していかなければならないだろうと思ったわけでありますけれども、その集まらなかった場合の対処方法等について「また議論してください」という要望があったところでもあります。</p> <p>4 月 23 日、平成 29 年度農事組合法人遠野こがらせ農産通常総会に出席をさせていただきました。この総会には、農業委員さんにも案内があつて出席されておりましたけれども、非常に丁寧な議案の説明、かつ、黒字経営、それも前年度からの繰り越しに更に上積みという形で素晴らしい経営がなされている。それは何がそうなっているのかと私なりに考えてみたのですが、まず経理をする事務局職員が J A の O B、そして運営する管理者等には市役所、農協の O B が着任されておりまして、堅実な運営がなされている。これから集落営農組織、市内に 20 ほどあるわけですが、集落営農組織から 3 つが法人に格上げになっているわけですが、法人に向けての運営は事務局をきちんと置かなければならないなと思ったことと、この役員に農業委員がなられてオペレーターとしても活躍をしているということ、これがうまく噛み合っている法人だなと総会を通じて感じ取ったところです。</p> <p>以上、私が会長として出席した会議等々についての報告でございました。</p>
議 長 事務局 長	<p>【事務事業経過報告】 続いて、今月の農業委員会事務事業の経過については、事務局長に説明をいたさせます。</p> <p>お手元に、遠野市農業委員会事務事業経過報告書を配布してございます。これに基づ</p>

	<p>きながら経過を報告いたします。</p> <p>4月17日、農地転用等現地確認調査を実施してございます。市内一斉でございます。今回現地確認調査を行った農地法等につきましては、本日議案として上程してございます。</p> <p>本日4月25日、第98回総会でございます。総会終了後には農業委員会事務局職員歓送迎会をサンパークやなぎで開催いたします。</p> <p>明日4月26日以降の主な行事予定でございます。</p> <p>4月27日、農事組合法人宮守川上流生産組合、平成28年度第13回通常総会のご案内がまいりました。これには会長が出席する予定でございます。</p> <p>5月10日、農地法等申請締切日でございます。</p> <p>5月15日、第14回常設審議委員会、盛岡市で開催されます。会長が出席されます。</p> <p>なお、ここで、ご了承をお願いしたいところですが、年間予定では5月15日が現地確認調査ということで、予定表お渡ししておりましたが、15日に常設審議委員会が入りまして、ここに、本日上程しております転用等の案件1件を審議委員会に諮りする予定ですので、事務局職員も説明員として出席するため、15日に予定しておりました現地確認調査を16日といたしたいところでございます。ご理解をお願いいたします。</p> <p>5月19日、市町村農業委員会会長研修会及び会議が盛岡市で開催されます。会長が出席する予定でございます。</p> <p>第99回総会は5月25日、とぴあ庁舎でございます。</p> <p>5月29日、全国農業委員会会長大会が東京都で開催されます。先の総会等でも会長がお話をされておりましたが、耕作放棄地解消等における優良表彰でございますが、農村振興局長賞ということで全国2番目の賞を遠野市農業委員会が受賞することになりました。この授賞式が、会長大会の前段で行われます。この東京都で行われる全国農業委員会会長大会に会長、そして耕作放棄地解消対策「菜の花プロジェクト」等、さまざま活躍くださいました奥寺晴夫委員さんと共に出席をいたす予定でございます。</p> <p>5月31日から6月1日、岩手県都市農業委員会会長会総会が遠野市で開催されます。これは岩手県内14市の会長で構成される会でございます。14市持ち回りで開催されます。今年度は遠野市が開催市ということでございます。</p> <p>なお、開催場所はあえりあ遠野を予定してございます。</p> <p>主な行事予定は以上でございます。</p> <p>それで、もう一つご報告でございます。耕作放棄地解消対策ということで、遠野市が農村振興局長賞を受賞したという記事が全国農業新聞に掲載される予定でございます。今週の金曜日、28日に発行される全国農業新聞に掲載予定でございますので、ぜひご注目をさせていただきたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>【専決処分等の報告】</p>
議 長	次に、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出案件は専決処分したので、その内容を事務局長から報告いたさせます。
事 務 局 長	それでは、報告第1号についてご説明いたします。議案書1ページから3ページまでは、農地法第3条の3第1項の規定に基づき、相続等によって権利を取得された14名の方からの届出でございます。本案件につきましては、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により、平成29年4月17日に会長が専決処分し届出者に受理書をお送りしましたので、同条第3項の規定に基づき本総会に報告するものでございます。
議 長	<p>以上でございます。</p> <p>ただ今事務局長より報告いたさせた案件について、質問等ございませんか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。</p> <p>次に、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局にその</p>

農地係長	<p>内容を説明いたさせます。</p> <p>4ページでございます。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨下記の4件の方から通知書が提出されたので、報告いたします。</p> <p>番号1番、4番は特定法人貸付法の廃止に伴う契約期間満了による農地法第3条の全部解約で、番号1番は第97回総会議案第82号2番、番号4番は議案第79号2番で農地法第3条により引き続き賃貸借の使用収益権の設定がされているものであります。</p> <p>番号2番、3番は農業経営基盤強化促進法による一部解約で、番号2番は借り人の体調不良によるもので新たな借り人について現在調整中となっているもの、番号3番は借り人の規模縮小によるもので、議案第3号17番で新たな借り人と農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の提出がされているものであります。</p> <p>以上報告いたします。</p>
議長	<p>ただ今の事務局報告に質問等ございませんか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。</p> <p>次に、議案審議に先立ち、注意事項を申し上げます。自己及び同居する親族若しくは、配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので、審議時には退席を願います。</p>
議長	<p>【日程第1】</p> <p>日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、本職から指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に29番、菊池康祝委員。30番、佐々木誠一委員、会議書記には事務局、菊池今英次長を指名いたします。</p> <p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局にいたさせます。</p>
農地係長	<p>5ページでございます。第98回遠野市農業委員会総会提出議案総括表でございます。</p> <p>法第3条、今月計8件、64,342㎡。</p> <p>利用集積、今月計38件、262,192㎡。</p> <p>法第4条、なし。</p> <p>6ページでございます。</p> <p>法第5条、今月計4件、3,858㎡。</p> <p>適用外、なし。</p> <p>法第18条第6項、今月計4件、20,065㎡。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>【日程第2】</p> <p>次に、日程第2、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。</p> <p>なお、説明は議案の朗読を省略し、直ちに内容の説明をいたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係長	<p>7ページでございます。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について、でございます。農地法施行令第3条第1項の規</p>

	<p>定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>なお、説明につきましては、冒頭で議長からお話がありましたとおり、議事録の作成公表上、個人の住所、氏名、所在地番等の朗読は今回の総会から省略させていただき、申請理由、許可判断基準等についてご説明いたします。</p> <p>番号1番は、借受人が規模拡大のため当該農地を借り受けるものであり賃貸借料及び期間は記載のとおりとなっております。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連して、担当委員から現地確認調査の結果等の説明をお願いします。●●地区担当委員をお願いします。</p>
7 番 委 員	<p>7番、佐々木です。現地確認してまいりました。場所は●●町の●●●●●●●より東の方に、直線で行きますと500mくらいのところです。●●から●●方面に行く道路のすぐ脇で、三角形の畑ではあったのですが、それまでも貸出人がきちんと管理されていたようで、当日借受人の方も来て作業の下準備に取り掛かろうとしている場面でしたので、ご夫婦ですので、何ら作付け等も問題ないと思われました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で現地確認調査の結果等説明が終了いたしましたので、早速質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p>
議 長	<p>よろしいですか。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第1号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」と呼ぶ者あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第3】</p> <p>続きまして、日程第3、議案第2号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>8ページでございます。議案第2号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について、でございます。農地法施行令第3条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるもので、申請は7件でございます。</p> <p>1番は、遠隔地に居住している譲渡人の持分4分の1を共有者である父の妹へ譲り渡すもので、売買価格は記載のとおりとなっております。</p> <p>2番、3番は、譲受人が平成29年3月に県外から転入されており、新規就農のため当該農地を譲り受けるもので、売買価格は記載のとおりとなっております。</p> <p>4番は、規模拡大のため当該農地を甥から譲り受けるもので、譲渡人は労力不足のため、譲受人と農業経営基盤強化促進法による利用権設定をしておりましたが、今回贈与により譲り渡すものです。</p> <p>9ページでございます。</p> <p>5番は、規模拡大のため譲り受けるもので、譲渡人は労力不足のため譲受人と農業経営基盤強化促進法による利用権設定をしていたものですが、今回の賃貸借期間満了により契約の再設定を行わず譲り渡すものであり、売買価格は記載のとおりとなっております。</p> <p>6番は、譲受人の規模拡大のため、隣接の当該農地を贈与により譲り受けるもので</p>

議	長	<p>【日程第4】 続きまして、日程第4、議案第3号、「農地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局次長		<p>議案第3号、農用地利用集積計画の決定についての議案の内容についてご説明いたします。遠野市長より遠野市農用地利用集積計画の提出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めますのでございます。</p> <p>なお、冒頭に議長からお話がありましたとおり、議事録の公開上支障のある氏名、土地地番等を省略して判断基準をご説明いたします。内容につきましては、10ページから15ページまで記載してございますのでご覧願います。本議案に係る申請は利用権設定が36件、内、新規24件、更新24件でございます。所有権移転が2件、合計38件でございます。利用権設定の新規申請は10ページの2番、3番、4番、11ページの8番から11番、12ページの12番から17番、13ページの18番から22番及び24番、14ページの25番、27番、29番、15ページの34番、35番でございます。所有権移転につきましては37番、38番でございます。</p> <p>なお、これらの内、10ページの4番、11ページの10番、11番の3件は農地中間管理事業を利用するための中間管理権の設定でございます。各申請の詳細につきましては議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であり、集積計画の内容が基本構想に結合すること、利用権の設定を受けた後において要件を満たしていることの各要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。これより質疑に入ります。1番について質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。これより質疑に入ります。8番、9番、18番、19番、20番、22番について、質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。1番、8番、9番、18番、19番、20番、22番を除く31件について質疑ございませんか。</p>
29番委員		<p>29番、菊池です。議事録署名人を指名されたのですが、今日冒頭に会長の方から番号で説明をしますとあったのですが、議事録には個人名の記載はあるのでしょうか。</p>
議	長	<p>議事録には個人名は記載になります。</p>

29 番委員	特に意味はありませんが、今までは名前で、時間をそれなりに取っていたのが、簡単に番号で説明されると短時間で目を通すのが大変なのですが。
議 長	時間を取りますので、議案書には住所、氏名、面積等、全部記載されていますから、読み上げもゆっくりしていきたいと考えます。よろしいでしょうか。
議 長	暫時休憩します。 (休憩)
議 長	会議を再開いたします。
12 番委員	12 番、山崎ですけれども。37 番、38 番について質問したいのですが、これについては土地と木の代金も合わせた金額ですか。
議 長	よろしいですか。この種類の中に売買価格があるわけですが、これには木の価格も含まれているのか、土地だけなのかという質問ですが。
農地係長	はい、お答えいたします。番号 37 番につきましては、リンゴの木も含んで今年から収穫できるものとして合わせた場所となっております。38 番につきましては土地のみの金額となっております。
議 長	37 番の方が、面積が大きくて金額が安い。
農地係長	大変申し訳ございません。私の資料が逆になっておりました。37 番の方が土地のみで、38 番がリンゴの木も含むということでございました。
議 長	よろしいでしょうか。その他ございませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。 (休憩)
議 長	会議を再開いたします。お諮りいたします。議案第 3 号は、原案のとおり「可」とすることに異議ございませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 3 号は原案のとおり「可」と決しました。暫時休憩いたします。 (休憩)
議 長	【日程第 5】 再開いたします。続いて、日程第 5、議案第 4 号、「農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
事務局次長	議案第 4 号、農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定についての議案内容について、ご説明いたします。 なお、冒頭に議長からお話のありましたとおり、議事録の公開上支障となる氏名等は省略してご説明申し上げます。

	<p>遠野市長より農用地利用計画案に係る協議がありましたので、意見を求めるものでございます。内容につきましては、16 ページから 17 ページまで記載してございますのでご覧願います。本議案に係る申請は利用権設定が 2 件でございます。</p> <p>1 番は●●●町に係る申請でございます。議案第 3 号の 4 番に係るものでございます。</p> <p>2 番は●●町に係る申請でございます。これは議案第 3 号の 10 番及び 11 番に係るものです。</p> <p>各申請の内容につきましては議案書に記載のとおりでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p>
議 長	<p>よろしいですか。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 4 号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」と呼ぶ者あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 4 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第 6】</p> <p>続いて、日程第 6、議案第 5 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>18 ページでございます。議案第 5 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について、でございます。農地法施行令第 15 条第 1 項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものでございます。</p> <p>番号 1 番は、貸駐車場整備を目的とするその他施設用地として転用しようとするものです。申請地は都市計画法上用途地域内の農地であり、第 3 種農地と判断しました。申請者は、駐車場が手狭になりイベント時など来客の車が道路に駐車している状況なので、来客用駐車場を整備しようとするもので、経営する工務店に隣接して利便が良いことから当申請地を適地としたものであり、第 3 種農地は原則許可出来るものでございます。事業費につきましては、自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>番号 2 番は、資材及び車両等の置き場の整備を目的とするその他施設用地として転用しようとするものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地であり、第 3 種農地と判断しました。申請者は事業の拡大により資材置き場等が必要となり、遠野バイパスに近く交通の便が良いことから当申請地を適地としたものであり、第 3 種農地は原則許可出来るものでございます。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>番号 3 番は、農業用施設整備を目的とする農業用施設用地として転用しようとするものです。申請地は特定土地改良事業施行区域内の農地であり、第 1 種農地と判断しました。申請者は、現在取り組んでいる畜産業の経営安定を計るため、畜舎を増強して家畜の頭数を現在の 40 頭から 20 頭増やし 60 頭とするため、また、家畜の飼料置き場として新たに整備しようとするもので、現在の畜舎と隣接しているため作業を効率的に行うことができること、また、現堆肥舎を利用することができるため施設建設コストを抑えることができることから、当申請地を適地としたものであり、第 1 種農地は原則不許可ですが、農地法施行令第 4 条第 2 項に規定する農業用施設に該当するため、例外的に許可できるものでございます。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p>

	<p>番号4番は、前回の第97回総会、議案第85号1番で、農地転用事業計画変更申請による許可目的を変更し事業を承継したものであり、今回の農地法第5条の許可申請となったものであります。申請地は農用地、第1種農地、第3種農地に該当しない第2種農地と判断しました。申請地の近隣住宅はそれぞれ駐車場を所有するものの、来客用駐車場がないため、来客者の車を道路に駐車している状況なので、申請地周辺の居住者から来客用駐車場並びに交通安全のための車両方向転換場所を求める声があるため、貸駐車場を整備しようとするためのものであり、本案件は農地法施行規則に規定する集落接続に該当するため、例外的に許可できるものでございます。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>以上4件、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないものと判断されるものでございます。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>議長からですが、3番、農業振興区域からは除外されていますか。</p>
農 地 係 長	<p>こちらにつきましては、農用地区域からの軽微変更ということで農用地から農業用施設へ用途変更済でございます。</p>
議 長	<p>はい、ただ今の説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果等の説明をお願いします。最初に、●●地区担当委員お願いします。</p>
6 番 委 員	<p>6番、萩野です。17日に事務局2名、委員2名で現地を確認してまいりました。まず1番の案件ですが、場所はバイパスの●●●●●の一つ裏になる住宅密集地一角にある農地です。説明にあったとおり、都市計画の用途地であるために何ら問題ないものと確認してまいりました。2番ですが、先ほど第2号議案で説明したバイパスの●●●●●の真裏の住宅密集地の中にある田んぼでございます。こちらも何ら問題ないものと確認してまいりました。お願いします。</p>
議 長	<p>●●地区担当委員お願いします。</p>
21 番 委 員	<p>私と事務局2名、計3人で現地確認してきました。現在の牛舎のそばに、増強も含め、建物を建てるということで、その近辺は人家にも遠く何ら影響のないところであると確認しました。皆さんのご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p>
議 長	<p>よろしいですか。質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第5号は、原案のとおり「可」とすることに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」と呼ぶ者あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第7】 日程第7、議案第6号、「農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>19ページでございます。議案第6号、農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について、でございます。農地法施行令第7条第1項の規定により提出された下記の農地転用事業計画変更申請について、意見の決定を求めるものでございます。</p>

		<p>1 番は、駐車場の整備を目的として転用許可を受けて、一部期間更新、完了していたものですが、許可後に遊戯施設の同業者が出店したため誘客数及び経営方針の再検討が必要となったもので、事業計画期間を平成 29 年 12 月までに延長しようとするものであります。</p> <p>2 番は、仮設資材置き場を目的に一時転用許可を受けていたものですが、東北横断自動車道、釜石-秋田線高規格道路整備の工事などの、岩手県、岩手河川国道事務所からの東日本大震災復興工事の追加受注により事業計画期間の延長が必要となったため、平成 32 年 6 月までに延長しようとするものであります。</p> <p>以上、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議	長	<p>説明が終了いたしましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p>
議	長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。。お諮りいたします。議案第 6 号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか、</p> <p>(「異議なし」と呼ぶ者あり)</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 6 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第 8】 日程第 8、議案第 7 号「非農地証明願の承認について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局次長		<p>20 ページでございます。議案第 7 号、非農地証明願の承認についての議案内容について説明いたします。平成 28 年度農地パトロール利用意向調査で判明した荒廃農地(B 分類)につきまして、平成 28 年 11 月 8 日付で非農地判断する旨の通知を送ったところ、土地所有者から非農地証明願が提出されましたので、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない農地であることの承認を求めるものでございます。本議案に係る申請は 4 件で、●●町が 3 件、●●町が 1 件でございます。いずれも農地の利用状況は山林・原野となっております、各申請の内容につきましては議案書に記載のとおりです。</p> <p>以上、ご審議をよろしく申し上げます。</p>
議	長	<p>説明が終了しましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p>
議	長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。。お諮りいたします。議案第 7 号については、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」と呼ぶ者あり)</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 7 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【その他】 その他に入りますが、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんでしょうか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p>
議	長	<p>よろしいですか。それでは、事務局からありませんか。</p>
事務局次長		<p>お配りしております封筒の中身について説明いたします。前回の総会でご承認いた</p>

	<p>だきました事業計画を、冊子に製本してございますのでご参照願います。それからもう一点、今年度活動報告書について、でございます。今年度は、総会の時期に当月分の報告書用紙をお配りする方式でまいりたいと思います。中に書いてありますけれど当月分を総会時、それから30年1月に年度分の総括表を配布する予定でまいりたいと思います。</p> <p>以上、よろしく願います。</p>
議 長	説明がありましたが、理解できましたか。
委 員	毎月毎月これを配るとのことですね。
委 員	自分のパソコンでやっていますから、この用紙は要りません。無駄になりますから。
事 務 局 長	私の方から補足させていただきます。いつもでありますと、活動記録報告につきましてはその月に出していただく形で、特に毎月通知はしないで1年間分お願いをしてまいりましたが、今回からは毎月用紙をお渡ししてそれに記入をいただいて次の総会までに出していただく、ということをお願いをしたいと思います。
議 長	ただ今事務局から説明ありましたが、今はパソコンの時代ですから用紙をいちいち配布じゃなくてメールで送信ということもありますし、その方についてはメールで送信しますから、と。パソコンで作成して持って行きますから、という方も事務局に直接お話をいただければというふうに思います。
議 長	<p>後はよろしいでしょうか。</p> <p>【閉会】</p> <p>それでは、以上をもって、第98回遠野市農業委員会総会を閉会いたします。ご苦勞様でした。</p> <p>午後3時33分閉会</p> <p>署 名 遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 29番 _____</p> <p>同 30番 _____</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____</p>